## ○市長部局の職制に関する規則 第4条第1項~第3項 抜粋

## (職務)

第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者(次項から第6項までに 規定する者を除く。)の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

| がたりる日で例 | て、, ) の職務は、ねねむね炊の衣のとねりとする。        |
|---------|-----------------------------------|
| 区分      | 職務                                |
| 部長      | (1) 市長及び副市長の命を受け、所管する部の事務を掌理し、その  |
|         | 事務の処理について、所属職員を指揮監督すること。          |
|         | (2) 市政の基本方針の決定について、市長及び副市長を補佐するこ  |
|         | と。                                |
| 次長      | 所属部長を補佐し、所属部長が指定する担当事務を総括整理すること。  |
| 室長      | 所属部長の命を受け、所管する室の事務を掌理し、その事務の処理につ  |
|         | いて、所属職員を指揮監督すること。                 |
| 課長      | (1) 所属上司の命を受け、所管する課の事務又は担当事務を掌理し、 |
|         | その事務の処理について所属職員を指揮監督すること。         |
|         | (2) 所管する課の事務又は担当事務の執行について、所属職員が最  |
|         | 善の努力を払い、かつ、有効な方法で執務するよう指導教育を行うこ   |
|         | と。                                |
|         | (3) 部の総務を担当する課の課長にあっては、所属部長及び次長を  |
|         | 補佐し、部内各課の事務事業の執行の調整を図ること。         |
| 課長代理    | (1) 所属上司の命を受け、グループの担当事務を執行するとともに、 |
|         | グループの事務の処理について所属職員を指揮監督すること。      |
|         | (2) 所属上司を補佐し、所属上司が指定する担当事務を総括整理す  |
|         | ること。                              |
|         | (3) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。     |
| 係長      | (1) 所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受け、グループ  |
|         | の担当事務の処理について、所属職員を指揮監督すること。       |
|         | (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。     |
| 主任      | 所属上司の命を受け、グループの担当事務の処理について、所属職員の  |
|         | 指導教育を行うこと。                        |

2 監督、班長及び副班長の職にある者の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

| 区分  | 職務                                |
|-----|-----------------------------------|
| 監督  | (1) 所属上司の命を受け、グループの担当業務を総括するとともに、 |
|     | その処理について、所属技術職員を指揮監督すること。         |
|     | (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。   |
| 班長  | (1) 所属上司の命を受け、グループの担当業務の処理について、所  |
|     | 属技術職員を指揮監督すること。                   |
|     | (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。   |
| 副班長 | 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。       |

3 理事、参事、副参事、主幹及び副主幹の職にある者の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

| 区分  | 職務                               |
|-----|----------------------------------|
| 理事  | (1) 市長及び副市長の命を受け、市議会との連絡調整及び部間の事 |
|     | 務執行の調整を図ること。                     |
|     | (2) 市長に対し、政策に関して意見を具申すること。       |
|     | (3) 市長及び副市長の命を受け、特命事項の執行に当たること。  |
|     | (4) 市長が指定する理事にあっては、市長の命を受け、副市長の職 |
|     | 務の一部について、その執行に当たること。             |
| 参事  | 所属部長の命を受け、所属部長が指定する担当事務の執行に当たるこ  |
|     | と。                               |
| 副参事 | 所属部長の命を受け、所属部長が指定する事務の執行の調整に当たるこ |
|     | と。                               |
| 主幹  | 所属部長の命を受け、所属部長が指定する担当事務の執行に当たるこ  |
|     | と。                               |
| 副主幹 | 所属部長の命を受け、所属部長が指定する事務の執行の調整に当たるこ |
|     | ≥°                               |